

な態勢、そのような態勢になるべく早くもっていきなさいというふうなつもりでみるわけでございます。

この点よろしく御承知をいただきまして、それらにつきまして、そのような考へ方を広めていただきたないと、お願い申し上げる次第でございます。

後につきましては、各担当より御答弁を申し上げるので、私は、爪をもちて終わらせていただきます。

○福祉部長(森田猛君) それでは、私の方から市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、第一点の福祉会館の問題でございますが、これは御存じのように鉄筋の地上三階、地下一階の建物でございます。当初福祉会館といたしまして建設したものでございますが、昨年使用関係によりまして、条例改正をいたしまして、母子、身障等も使用できるようにしたわけでございます。

そこで、中央図書館がござえることによりまして、現在の図書館があくということ、こういう問題が出たことでございますけれども、それで、その建物がどういうふうになっているかというところ、昨年検討したわけでございます。その検討する中で、他市の、やはりこういうところも見えてきたわけでございます。その中で、現在の建物がいわゆる公園の中にあるわけでござ

います。いわゆる都市公園法という建築基準の中でも、さらに厳しい枠の中に入っているわけでございまして、仮にそこに増築をするということでもできないわけでございます。それならば中をどういうふうに改造するかというふうなこともなり、仮に手定めの自由な方等が使うということになりますと、便所あるいはエレベーター等も考へて、それわけでございますが、仮にエレベーターをつけますと各一部屋が全部つぶれてしまふんではないかと。それから建築率の問題もありますので外へは出せない、それと踏まえていろいろと検討した結果、われわれ素人では構造、それから建築基準法等につきまして、非常にわからない点が多いわけでございます。

したがしまして、先ほど市長からも申し上げましたとおり、五十四年度の予算の中に百五十万円計上させていただきまして、専門家によりまして調べていただこうという一応お願いするようになったわけでございます。

なお、専門家をございますけれども、どういう方を頼むかという問題にもなるわけでございしますが、まず第一に建築関係の方に依頼しなければだめではないかというふうな感じもいたします。内容等という施設を設けるかということが大きなポイントでございますけれども、先ほど市長も、福祉作業所を含めてという答弁をしたわけでございます。なお、これ

らにつきましては議会並びに各種福祉団体等の御意見等もいたしまして、進めたいと思いますが、こういうふうに考えております。

したがしまして、既設の建物でございますが、非常に困難がありますので時間がかかると思いますけれども、どういう施設が可能であるかということも十分調査いたしまして、よりよい方向に進めていきたいというふうに考えております。

次に、七小区域の学童保育でございますが、市長の方からいろいろ仕事を命ぜられておられ、でございますが、確かに現在三小の方が福祉会館の方へ行っておられるわけでございます。良改正すれば希望者もふえてくるのではないかとこのように考えられるわけでございます。

そこででございますならば、五十四年度中に現在の体育館の中に児童室がございますが、これを使ってやっていきたいというふうに考えております。しかし、あれとありましては現在使えませんので、若干の改造を要するわけでございます。それつを見ずわめまして、財政の方ともいろいろと協議するわけでございますけれども、補正予算を入れていただき、それで若干改造いたしましてやっていきたいと思っております。

なお、この件につきましては、教育委員会の建物でございますので、教育委員会も十分協議いたしまして、教育施設などに支障のないようにいろいろ考えていかなければなら

ないわけでございますので、若干時間かしていただきまして五十四年度中に開設していただきたいと、こういうふうに考えております。

○十番（指田保雄君） 自席から再質問いたします

第一点の福祉作業所の件でございますが、なかなか素人考えではむずかしいので専門家に頼んだと、こういう御答弁なんです。私はいままでの一連の質問を通して感ずるところは、最初に私が福祉作業所が必要ではないかと、このように質問いたしましたところ、福祉作業所の建設は福祉会館が図書館建設後あくまで、そこにつくりたいというふうな前向きな答弁だったと思うんですが、その後、福祉会館を福祉の殿堂にしたいと、又その後、専門家に調査を依頼しているんだと、そして福祉団体等の意見も求めるんだと、こういうふうないろいろまたわって来たわけです。これですと、こういった検討の中で、福祉作業所は無理だという結論が出れば、福祉作業所は福祉会館ではできないと思うんです。そういったときにどこか適当な所を見つけて福祉作業所を建設する考えがあるのかないのか、一点お願いいたします。

それから、七小の学童保育でございますが、体育館を改造して五十四年度中には何とか実施したいという御答弁でございますので、了解するものでございます。

また、青少年の海外派遣についてですが、市長も大賛成であると。私もそうお答え聞か、まして市長に一票を投じた者として安心した次第でございます。

しかし市長は、いまそういうことをするといふことは、まだ時期が尚早じゃないか、こういうふうな答弁をした。私は、人をつくるには時期が尚早だということはないと思つてす。いまから始めなくてはならないと、そのように思つてあげます。市民の声をめからない、こういうことをしたらい實際にアンケート等をとつてみるとか、そういう具体的な方法をやつてみる考案があるのか。職員等や、そのほかの市民を海外に派遣するということは、私も大賛成であります。

現に、青梅市等におきましても、農協の職員、又市の職員、各種会社の社員、そういったものと官民一体になつて海外へ研修させております。そういった点からもう一度市長の答弁を求めます。

福祉部長（森田猛君） まず、私の方から、第一点でございますが、福祉作業所を取り入れるべく専門家にお願ひしたいと、こういうことでございます。

市長（石川常太郎君） 御答弁申し上げます。

いまかりでも始めろといふことかと存じますが、私も本心から、これは非常にいいことだと

思っております。

実はいま、ちやうど話が細かんですが、市におきまして、職員を自治大学に出しております。これももちろん勉強することには違ひございませんけれども、見聞を広めるということに、私はむしろ力を入れております。ぜひひとつ方々の人とつきあつて見聞を広めてもらいたいんだと。それを私は一番の主力、主眼にしております。

ですから、私は非常にいいことなんでございますが、なかなか金銭面だけでなくいろいろむずかしい問題があると思ひますので、ひとつ時間をかしていただきたいと。いま直ちにというのは、ちやうど私としても申しかねますので、十分留意してまいりますので、ひとつ御勘弁いただきたいと思ひ次第でございます。

○十番（指田保雄君） いま福祉部長より、福祉作業所を取り入れるんだと、こういう考案で改造していくといふことでございましたので、あの件は、これで終わりしたいと思ひます。

又、市長から時間をかしてもらいたいと、確かにいま言っていますぐやれというのは無理な話でございますので了解いたしました。十分検討いたしますして、一日も早く実現できるように要望いたしますして、私の一般質問を終わります。

○議長（石田博君） 次に二十番 宮沢良一君。

(二十番 宮沢 良一君登壇)

○二十番(宮沢良一君) 貴重な時間をお許しいただき、一般質問をさせていただきます。

通告順に質問させていただきますが、幼稚園問題以外は前回一般質問した事項でございますので、その後の成果と今後の見通しについて説明をしていただきしたいと思います。最初に幼児教育についてでございますが、ちまたに幼稚園の義務教育化という声々之聞かれる今日、福生市にいらっしゃいますまで五幼稚園が四になつてしまつて聞くが幼児を持つ父兄の願いとは逆な現象を理事者はどう考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

二十六年の五十二年度と五十三年度とを比較しても、増はあつても減はないようでございます。隣接市町村を見ても、昭島市が九つ、秋川市が五つ、羽村町が九つ、これは一つの幼稚園を含めて九つでございます。瑞穂の三つという状況でございます。二十六年中、最高四十三園で、最低が四園たさうです。福生市はその最低になつてしまつたようです。

幼児を持つ親にしてみれば、幼稚園に上がるにもテストがあつたり、入園費が高かたり大変のようでございます。小学校へ入る前に保育園か幼稚園どちらかに入れないと、家においても遊び相手はいないし、子を持つ親にとっては、自分の子供が取り残されてしまつ

のではないかと、いろいろ悩まされております。その証拠にどうか、五十年市議会議員選挙に、多くの候補者が公立幼稚園の設置を訴えております。

日野市などは半数以上が公立幼稚園のようです。又、五十年十二月には公立幼稚園設置の請願書も出され、採択され、基本構想の中でも幼稚園設置がなされていすが、市長はこの点どうお考えか、前向きな答弁をお願いいたします。

次に殿ヶ谷分水についてお尋ねいたします。

この問題は底地権、水利権等で理事者も大変御苦勞されておられると思います。これに雨水排水管を埋設し、残堀へ流すとなると、立川市との協議も必要ということで、時間を要することは仕方がないと思いますが、いままでの経過と今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

それと前回殿ヶ谷分水が遊歩道に生まれかわる前の危険箇所、いわゆる雨など降った後、深い水たまりとなり、子供など足をすべらせて大事になつてからでは遅いので、その安全対策をお願いしたわけですが、その点理事者はどう手を打たれているのか御答弁をお願いいたします。

次に、青少年スポーツ振興策について伺いますが、市当局、とりわけ社会教育にお

が、ましては、青少年スポーツ振興に積極的に取り組まれておられる姿勢には、深く感謝申し上げる次第です。

その成果でしょうか、年々青少年のスポーツは盛んになってきており、大変よい傾向であることは申すまでもありません。それに伴い、施設の問題でございますが、いま牛浜グラウンドがナイターのできるグラウンドに整備されておりますが、場所が現在十分ではないが足りているもの、又、大変不足しているもの、又、福生にはまだその施設というか、場ができていないもの等があるわけですが、陸上などがそうでございますが、前回、総合グラウンドの建設を市長にお願い申し上げましたところ、市長が前向きな答弁をしてくださいましたが、その後の御努力を見通しについてお伺いいたします。

次に医療問題についてお尋ねいたします。

去る五十年七月開設された休日診療所は、御承知のとおり大変な好評で、五十二年十二月など休日診療業務状況報告書を見ると、一ヶ月七回で、内科三百五十人、小児科二百十八人、その他二百二十七人、合計なんと八百一十人の人たちが休日診療所を訪れています。福生市民はもうろん、秋川市、羽村町、瑞穂町の人たちからも大変喜ばれております。日の出町からも来ております。ひとえに福生医師会の先生方の深い御理

解と市当局の御努力のたまものと、市民を代表し厚く御礼申し上げます。又、昨年十一月、福生市健康センターができました。いよいよ市民の健康相談に、又、市民の生命の安全を守る拠点として、大きな役割りを果たすことだと思います。

医師の先生方も、老人問題、そして夜間診療等の医療行政には、市当局とも話し合ひながら懸命に取り組んでおります。心強い話をされておりますが、福生市民として大変幸せに感じるものでございます。ことに夜間診療など近いうちにやるようになるでしょうと言ってくれておりますが、市当局として、その場合、いつでも応じられる用意があるかどうか。又、休日診療の都からの補助が七月までと伺っておりますが、今後の見通しはどうかをお尋ねいたします。

最後に、緊急時の保育所についてお尋ねいたします。

前回の質問に、市長は大変朗報でありますとの答弁でしたが、ちょうど一年経過したわけで、その後の経過と実績をお尋ねいたします。

以上五点を私の一般質問といたします。

○議長（岩田博君） 十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時四十五分

休憩

午前十時五十二分

開議

○議長(岩田傳君) 休憩前に引当続手会議を開きます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 宮沢議員さんの印質問に印答并申し上げます。

第一点は公立幼稚園の件でございます。

何回か印質問いただいたわけでございますので、少々申しにくいのですが、結論を先に申し上げますと、現在のところは直ちに公立幼稚園を設置する考えはないということでございます。

いろいろな理由はあまんどございますが、まず第一に、現在幼稚園と保育園の内容的な差が狭まってまいりまして、保育園にましまして、ひらがなぐらゐは教えるというふうなことでございます。そして保育時間は長く、御家庭からは喜ばれているようなことでございまして、さらに、福生市の幼児の収容能力は大体満たしているということ、さらに幼稚園のみを公立と私立で比較した場合に、公立はきわめて安く、私立は高いということになります。その差が非常にございまして、非常に不公平ができてくる。何かで多少のあればで

きると思っておりますけれども、そういうような差もできてまいりますので、いろいろの面を考へ合わせまして、どうもいま直ちに公立幼稚園の設置に踏み切らなくてもいいのではないかと、いうふうに考へてゐるわけでございます。

実は、これは古い話でございますが、かつてこの問題が盛んに論じられましたときに、端緒は学齡を二年引き下げて小学校教育をしたらいんじゃないかという論議が大分盛んだったことがございます。そのときに幼稚園でやはりだめだといふことで、そのとき非常に考へさせられたわけでございますが、その後、そういうことも多少あるようでございますが、影をひそめてまいりまして、現在は幼稚園のあり方と保育園のあり方とどうするかということが問題のようでございます。

国におきましても、ただいま研究会ができておりまして、言うなれば、文部省と厚生省の問題でございます。もちろん補助金も違ひますし、それから先生の資格も違ひます。しかし、たゞもが保育園の方が時間が長くていいといふことは認めております。ただ、その許可の問題は文部省と厚生省に分かれていふことなんです。非常に大きな難点でございます。そこで、これをなんとかしなくちゃいけないんじゃないかといふことが政府でも大分ございまして、行政管理局の監査結果に基づいて、文部省と厚生省が共同して研究会をつくりまして、

いますと盛んに研究をしているようでございます。

そんなことで市の方、市町村もどうも建てた方がいいかということに迷っていますし、お母さん方にすればなおさら迷うということでも市町村が迷っておりますので、住民の方が迷うのはあたりまえのことでございますけれども、基本的な問題がそろそろ表面に出てきそうでございます。

これはまだ申し上げることじゃございませんけれども、こういうようなことも話題になっていくさうでございます。これは話題になっているということでございますが、いっそのこと一緒にしてしまつてゼロ歳から二歳ぐらいまでを保育所に入れ、そして三歳からは幼稚園に移す。一言で言えば同じ園に二枚の看板をかけるということです。そのときに一番困るのは先生の資格ださうでございます。そういうことがたまたま盛んに論じられていさうでございますので、そういうようなことを踏まえて考えていかなくてはならないんだということでございます。どうも公立をつくりますのに、いかにも急慢のようでございますけれども、何とかいま希望する者の収容能力があるということ、それから授業料等におきましても、何らかの規制はできろかしめませぬけれども、差が出て非常に不公平になるということ。そして又、現在、需要と供給と言つたら言葉が悪いんですけれども、需要と供給のバランスが保たれている場

合に、市の公立をつくりますと、せつかくいままで御協力くださいました経営者の方々と、圧迫するようないふこともあつたというところがございます。

いろいろの原因がございましてなかなかあつかひしい問題でございます。しかし、教育委員会といたしても、あの幼稚園問題につきましては、十分御研究はいたさなければならぬ問題というところは私も認識をいたしました。これから教育委員会でも取り上げていただきまして、公立幼稚園のあり方、それからあわせて幼稚園と保育園とのあり方等の御研究をいたさないと、そういうふうな思ひつておりました。まことに御希望に沿えない答弁でございます。申しわけなく存じまするが、諸々の関係から考へまして、いさ少し考へさせていたさなうと思つ次第でございます。

なお、文部省と厚生省はいま研究中でございますが、それらの情報につきましては、私もつてがございしますので、折々情報を取つてまいりまして、お伝えをいたすことをお約束いたしましたと思ひます。

それから、殿ヶ谷分水でございますけれども、これにつきましても、私がお約束を申し上げてから時間がたつておりますけれども、これも五十四年度予算にわすかでございますが、研究費の計上を二百万円でございますので、御審議をいたさしまして、御議決をいたさしたならば、早

速研究を始めろわけでございますが、よほど遅くも五十五年度中には着手、あるいは完成が見られるのではないかと、いふうに楽しみにしているわけでございますが、これにつきまして、担当から詳しく申し上げたいと思っております。

それから、スポーツのグラウンドの件でございますが、これも大変おくれであるわけでございますが、ただいま土地を借りるべく折衝をしているところでございます。年度別に空いた所から借りていきたいということでございます。ある程度の予定は立ててございます。現在、予定でございますと、大体二百八十平方メートルぐらいにはなると。将来はもっとふえると思っております。

本年はかなり大幅な予算の御審議をしていただくよう準備をしておりますので、新年度予算の御議決をいただきましたならば、整地等から入ってまいりたいと思っております。できるだけ、飛騨橋の直下でございますので、建設物等は不可能でございますが、許可になるだけ、施設をつくってまいりたいと思っております。

それから次に、医療の、夜間診療の問題でございますが、先生方も御承知のとおり、医師会にはやはり福生の医師会の医師だけでは、なかなかすべての方策について決定ができませんような

ことがございまして、近隣とか、あるいは上部等の関連も多々あるようでございます。このことについては、福生医師会が自発的な御好意、自発的な御協力を期待しているところでございます。しかし、非常に御好意があるというふうには、私は受け取っておりません。市としては、御好意があらは、それをいつか受け入れる態勢を整えておるわけでございます。

緊急時の保育所につきましては、経過等でございますので、部長の方から詳しく申し上げさせていただきます。以上、大変難航でございますが、私の答弁を終わらせていただきます。担当から御答弁を申し上げます。

○建設部長（斎藤多市君） 二点目の、殿ヶ谷分水につきましては、市長の補正答弁を申し上げます。前回の御質問を受けておりまして、その後関係機関と協議を進めてあるわけ

でございますが、御案内のとおり維持管理は市町村がやっておりますが、それ以外は東京都、底地権は国、水利権は水利組合と、大変ふくまうした関係にございまして、なかなかこれらの問題を解決するには時間がかかっているわけでございます。現段階では、すでに立

川市が下流側に遊歩道の設置をしておりまして、これにつきましては、東京都の公有水面の使用という形で許可をもらって工事を行っているようにございます。

最近、立川市との協議の中で、これら踏まえて当初計画してありました、幾ヶ所分水、公共下水道の汚水管として利用するというよう計画につきましては、断念せざるを得なくなっております。現在の打ち合わせの中では遊歩道として設置してこうというふうなことで、立川市と現在協議を進めておりますが、何分にも水利権が水利組合というものがございまして、これらの方の了解をとらなくてはならないというところがございまして、立川市を通じて、この組合に対して、この許可について現在要望を出してみるところでございします。

なお、公有水面の使用につきましても、現在東京都に対して使用の打診をいたしておりますので、早晩これらについても解決を見ろのではないかと考えております。

なお、先ほど市長が申し上げましたように、これら遊歩道の設置、調査設計につきましては、五十四年度当初予算の中に二百万円ほど予算計上をいたしております。それから、その中で安全対策をどうしているかというふうな問題がございしますが、一部ガードレール等を設置してございしますが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、水利組合との関係がございまして、なかなか設置が不可能だというふうな関係がございしますので、これらも含めま

して早急に実現できるように努めてまいりたいと思っております。

○企画財政部長（浅見祐康君） 自席からお許しをいただきます。第三点の青ヶ年のスポーツ振興策につきまして、市長答弁の補足と申し上げさせていただきます。

ただいま市長が御答弁申し上げましたように、当面はまず御指摘ございましたような運動施設に対応する空地でございますが、そういうところなかなか御案内のとおり、福生市内にはもうすでにございしません。したがって、現在東京局の施設部長と行くたびにいろいろお話をしているんですけど、基地周辺の南側になりますけど、あの一帯が空地として算定できる地積が、五、五千平方メートル以上程度でございます。その中をなんとか借りられる範囲は、できるだけ借りて今後そういったスポーツ施設を設置しようというふうな考え方を打ち出して、いま東京局と折衝をしております。先般の基地対の議員さんの方の陳情の際も、そういうものの土地利用を積極的に福生市のために貸していただくように、陳情の重点項目にも入れてお願いをさせていただいております。

現在当面借りられるであろうという面積が、先ほど市長がおっしゃいましたように約一、八千平方メートルでございます。ただ、これは先ほど御指摘がございました陸上競技場のような、現在福生市で持っておりますない運動施設ほどの面積にはとも足りないわけ

です。大抵はに申しまして四百メートルがやうな陸上競技場だとして、三平方メートルぐらいいくとも必要ではないかというふうなことになるわけでございます。したがって、現時点の借地ができるであろうという可能性の強い土地を全部借りるといっても、なかなかまだ足りないといふことがございますので、現在まだ防衛施設庁でも、その周辺をさらに買収を進めているというような現況でございます。そういうことがある程度見通しかついた段階で、又具体的にどの程度借りられるものかというか、そういうものの面積の把握もいたしました中で、具体的に計画を立案して、実行に移したいというふうに考えております。

したがって、当面実施計画を急いで印刷いたしておりますけれども、その中で三平方メートルの土地を、整地工事だけとりあえず行いまして、それで当面は自由広場的に利用していただきまして、ある程度まとまった土地が借りられた時点で、総合的に検討して実施に移すというふうなことを考えております。したがって、早急にこのいった施設の整備ができるかということになりますと、若干そういった変化を見まして、今後実施に移したいということもござりますので、まだ何年か先になると思っておりますけれども、基本的にはそういう取り組みをして、今後に対したいということとです。

○福祉部長（森田猛君） それでは、私の方から緊急時の一時保育につきまして、市長に代わって御答弁申し上げます。

この緊急時の一時保育でございますけれども、これは一応、緊急というふうなことになるので、大体一ヶ月以内というふうに解釈してあるわけでございますが、それ以上の場合は里親制度というのが登録制度であるわけでございますので、これも二年方式というふうになってあるわけでございます。

さて、この緊急時の経過と実績等でございますけれども、経過といたしましては、昨年発足したわけでございますけれども、当初登録制度であったということが難点であったわけでございます。登録制度になりますと、場所もよく離れているというふうな不便さもあったわけでございます。それではなかなか問題が進展しないというふうな関係もありました。その後、いろいろと児童相談所と協議したところ、登録は事後でもよろしいということになったわけでございます。と申しますのは、事態が発生いたしましたので、隣近所に預けた場合に、福祉事務所が児童相談所の方へ連絡いたしますと、児童福祉司がその家庭を調査していただきまして、認定——言葉はかたいわけでございますが、大体認めるというふうなことでございます。それで、なお、その費用でございますけれども、一九九百十九年、非常に金額的に